字浄光庵　四〇六二番二
四〇六三番二
四〇六四番二
四〇六五番二
四〇六七番二
四〇七一番二
四〇七六番三
四〇七八番二
四〇七九番二
四〇八〇番二
四〇八一番二
字深谷　四〇六八番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）
兵庫県丹波市市島町上竹田
字浄光庵　四〇七八番一　一号から七号まで
四〇七九番一　八号及び九号
四〇八〇番一　十号及び十一号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西崎川
(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県丹波市春日町古河
字西瀧　一五八八番　一号から十五号まで

○国土交通省告示第四十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号。以下「海洋汚染防止法一部改正法」という。）附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際船舶・港湾保安法第二十条第七項並びに海洋汚染防止法一部改正法附則第五条第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十九年一月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第四十七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

第八条第一号ロ中「一グレイ毎時以下のもの」の下に「（第六号に掲げるものを除く。）」を加え、同号ハ中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第二号ロ中「一グレイ毎時以下のもの」の下に「（第六号に掲げるものを除く。）」を加え、同号ハ並びに同条第三号及び第四号中「第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固形化した容器に内包される放射性物質等（前号に掲げるものを除く。）

第二十三条第三号中「又は第五号」を「、第五号又は第六号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十九年二月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現に航空機に積載されている放射性物質等の輸送については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ジャカルタ事務所の変更

(一)　事務所の所在地の変更

変更前	Jl. M. H. Thamrin 9, Jakarta 10340, REPUBLIC OF INDONESIA
変更後	Jl. Jend. Sudirman Kav 61-62, Jakarta, 12190, REPUBLIC OF INDONESIA

(二)　変更年月日　平成二十八年十二月五日

二　モントリオール事務所の廃止

(一)　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
MONTREAL OFFICE（モントリオール事務所）	1 Westmount Square, Westmount, Quebec H3Z 2P9, CANADA

(二)　廃止年月日　平成二十九年一月一日

三　クウェート事務所の廃止

(一)　事業所の名称及び所在地

名　称	所　在　地
KUWAIT OFFICE（クウェート事務所）	Fahd Al Salem Street, STATE OF KUWAIT

(二)　廃止年月日　平成二十九年一月一日

○関東地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第三百三十三号線及び幹線街路環状第八号線

三　事業施行期間　自平成二十九年一月二十四日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　なし

使用の部分　東京都大田区羽田空港二丁目地内

○関東地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年一月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十五号

(三)　道路の区域

区　間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都港区東新橋一丁目五番二〇一から同区東新橋二丁目五〇番五まで	前	三五・九九～三九・六四メートル	〇・〇六三キロメートル
	後	三五・九九～四一・二六メートル	〇・〇六三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所